

令和5年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	-----	1
○ 出席者	-----	2
○ 説明のため出席を求めた者	-----	3
○ 議事録作成者	-----	3
○ 審議結果	-----	4
○ 会議の顛末（速記録）	-----	5 ~ 19

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和5年5月29日（月） 午後2時00分

場 所 川西市役所 7階 大会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第21号	令和5年度川西市一般会計補正予算について	
5	議案第22号	令和6年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について	
6	諸報告	令和5年4月待機児童数について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教育推進部理事（教育保育推進担当）	福本 靖
教 育 推 進 部 副 部 長 （教育保育職員・入園所相談担当）	上西 浩之
兼教育保育職員課長（県費教職員担当）	
教 育 総 務 課 長	樋口 大造
教 育 政 策 課 長	的場 秀樹
給 食 課 長	高木 普子
教育保育課長（研修・特別支援教育担当）	岡坂 憲一
入 園 所 相 談 課 長	橋川 貴夫

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	金森 隆介
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 2 1	令和5年度川西市一般会計補正予算について	5.5.29	5.5.29	可 決
議案 2 2	令和6年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について	5.5.29	5.5.29	可 決

[開会 午後2時00分]

- 石田教育長 それでは始めます。
 それでは、ただ今より、令和5年第10回川西市教育委員会（定例会）
 を開会いたします。
 「本日の出席者」をご報告いたします。本日は全員出席でございます。
 なお、倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。
 倉見委員、入室確認をお願いいたします。
- 倉見委員 はい、入室しております。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 はい。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での
 映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。
 本日は全員出席でございます。「事務局職員の出欠」につきましては、
 事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長
（樋口） 本日の事務局職員の出欠について、ご報告申し上げます。
 本日は、岩脇副部長および下内副部長が欠席でございます。どうぞよろ
 しくをお願いいたします。
- 石田教育長 はい。本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程
 表のとおりであります。
 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行いま
 す。教育長において、佐々木委員、坂本委員を指名いたします。よろしく
 お願いいたします。
 次に、日程第2「前回議事録の承認」についてでございますが、事務局
 において調整し、第9回定例会の議事録の写しをお手元に配布しておりま
 す。
 事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長
（樋口） それでは、第9回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。
 まず、第9回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付
 議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4
 ページに議案と審議結果を、議事録につきましては5ページからござい
 まして、会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調
 整させていただいております。
 最後に、署名委員の署名ということで、治部委員、佐々木委員によりご

署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。ただ今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。第9回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。教育委員から何かトピックや報告事項があればお願いします。

まず、坂本教育委員。どうですか。

坂本委員

先月は特になかったんですけども、今月に入ってから新任管理職訪問をさせていただきまして、久しぶりにゆっくりと学校のほう訪問させていただきました。コロナが明けて前に戻るのではなくて、コロナ明けてこれからどうしていくかっていうところで、各校模索されているところを見させていただきまして、今年1年も応援していきたいなど、改めて思いました。

石田教育長

何か、行かれた学校で、どこ行かれたんですか。

坂本委員

川西南中学校とけやき坂小学校だったんですけど、川西南中学校は体育祭を6月にされるということで、今までずっと秋にしてたものを夏にするので、また暑くなってきたのでちょっと心配はされたんですけど、少し変えてみるという勇気のある決断であるなと思って行かせていただいたのと、アセスを去年されてたので、今年もどうされるかなって聞かせてもらったんですけど、今年もちょっとやってみようかなみたいなお話聞かせてもたいました。

石田教育長

ありがとうございました。

治部委員、何かありますでしょうか。

治部委員

先月は、川西市の不登校施策の案を練っているということで、その中身を見させてもらいましたし、僕も意見させてもらいましたけれども、本当

に多くの教職員の方と事務局の皆さまがいろんなリサーチをされて、いろんな場所に視察に行かれて、非常に良いものが出来上がりそうだということに楽しみにしています。私自身も文科省のCOCOLOプランとか、あとは学習指導要領、生徒指導提要进行を少しだけ見てみたんですけども、今、国が考えている方針と、川西市が考えている方針と、指導と支援のバランスみたいなものがすごくマッチ、リンクしているような感じを受けたので、これからは皆さまにはご協力いただければと思います。

以上です。

石田教育長 ありがとうございます。またいろんな知見を集めて、できたらいいものにして、まずその計画を実施する方向に進めていきたいと思います。

佐々木教育委員、何かございますか。

佐々木委員 私も、管理職訪問で桜が丘小学校と緑台中学校と行ってまいりまして、たくさんお話を伺ったんですけど、全体まとめると、組織というか、個別の人とか、ちょっと言い方は悪いですけども、そういった点で悩んでおられるというお話をそれぞれからお聞きして、それが教育委員でどこまでできるのかっていうのは課題だなと思いつつもお話を伺うのは伺いました。

以上です。

石田教育長 そうですね。現場を抱えてると、確かに言われてるように、教職員個人としての資質、能力もありますけど、それを組織としてどう補うのかということと、今問題になってますけど、若手教職員で早期退職される方がやっぱり県内にも何人もおられるということで、そのフォローとかそういうところ、支援の仕方について考えていく必要があるかなと思います。

倉見教育委員、何かございますでしょうか。

倉見委員 はい。特にございません。お願いします。

石田教育長 はい。私のほうは、実はコロナも一定5類に落ちたということ、移行したということで、かなり出張行かせていただきました。口頭で早口になりますけど、いくつかトピックをお伝えしときたいと思います。

5月11、12日と、EDIXという、企業体が行うIT関係のフォーラムみたいなところ、東京であったんですけども、参加してきました。一番の目当ては工藤勇一という、民主主義をっていう、苫野さんと書いてたあの人が講演されるということで、実際に聞かせていただきました。非常に

分かりやすい講演で、生徒を学習活動の主体者に、生徒が学級運営の主体者にということで今、学校づくりをしておられるということでした。

いろんところで言われましたけど、やはり今、保護者、それから教職員、学校が子どもに手を差し伸べすぎて、子どもが自立する力が逆に損なわれてしまってるんじゃないか。例えば、子ども同士のトラブルも、本当は当事者同士がどういうふうな上位目標に向かって意見を交流するかなのに、気持ちも問題のすり替わってしまっていて、それを学校が介在して仲直りさせるっていう方法をとってるんだけど、それが子どもの成長をやっぱり阻害してるし、今度は逆に保護者や本人たちが、学校の解決方法は納得いかないということで、解決自体の責任も学校に問うような、そういう悪循環に陥ってるというような話でした。

もう一つが、浅野大介という元経済産業省の職員が、未来の部活ということについて話をされました。これも非常に私に合ってたんですけど、部活動の地域移行というのが、もともとのタイトルが失敗であったと。つまり、目的と手段が混同されて、手段が目的になってしまっていると。だから、部活動の地域移行が目的なんじゃないと。子どもたちや、これからより専門的で、しかも生涯学習の継続的な経験をしていくためには、やはり今までの部活動では駄目だろうということで、経済産業省と文科省が一緒にやったんですけども、部活動の地域移行ということで、教職員の働き方改革のみがクローズアップされて、教職員が持ちきれへんから地域に来るのかというような感じの論争になってしまったのは残念だということでした。

ちょっとそのとおりにかどうかわかりませんが、イメージとしてはJリーグ、30周年迎えたJリーグのように、上部の組織があって、下部のいろんな成長段階の組織があって、それが地域に根付いて、子どもたちのスポーツや文化の受け皿になるというのがイメージというようなことでした。

もう一つが、戸田市の戸ヶ崎教育長という方が、ここは産官学のいろんな民間と協力しているって言ってました。100ぐらいの企業と連携して、学校ごとにいろいろな研究をしているということでした。

言われてたのは、やっぱり授業とか生徒指導、学校、学級運営が心情的なことでは進んできた、経験則的な感じで進んできたけど、もっと科学的に進めるべきではないかなということをやっておられました。だから、産官学の連携によって学校現場の課題を洗い出すということでした。

面白かったのが、100ぐらいと連携してるって言ってましたけど、その裏には200ぐらい断ってきてって言ってました。だからやっぱり、そういう取捨選択しながら、校長が手を挙げていろんな企業体と一緒に研究しているということでした。

一番言われてて、これは学校現場に言うと言弊があるかもしれませんが、やっぱり困っているところ、教育委員会として困っているところは、現場として困っていないところ。つまり、現場が問題意識を持っていないところはなかなか改善や進まないというようなところを言ってはりました。

それからもう一つ、四つ目が、保育園のIT活用ということで、三つの柱がありました。一つは、保育所はなかなか職員が1カ所に集まらないので、その情報をどうやって共有するのかということで、ビジネス向けチャットツールを使って、携帯を1台ずつ貸し出して、そこで打ち合わせをしたりとか動きを確認したり、GoogleカレンダーやGoogleフォトを使ってドキュメンテーションというんですかね、あれを共有したりしていました。

もう一つのトピック、これは言ってたんですけども、防犯監視カメラがやっぱり園所に設置されるようになってきた。これは正直、現場の保育職員には最初受けが悪かったんですけども、常に監視されてるっていう感じで反対はあったんですけど、例えば、こけてけがしたとか、友達同士でちょっとトラブルったとかいうときの説明に画像があると、非常に保護者は落ちやすいっていうか、納得しやすいと。そういうところで、そういうときにのみ使うというカメラの設置が今やってると。これは以前、学校にもそのうち入るんじゃないだろうか、学校におけるさまざまなトラブルをカメラによって確認するような時代になるんじゃないかと。これはある意味、ちょっとしんどいことでもあるんですけど、そういう時代もあるかなということですよ。

あと、保育所の、幼児教育、保育としてICTをどう使うのかということで、紙粘土作り、子どもが何か恐竜を作りたいと言ったときに、どうやって作るって話したとき、その子どもがネットで調べて、紙をちぎって作って粘土にすればできるということで、そういう情報ツールを使って、そこで実際にやってみると。つまり、ネットで知識とかを得て、それを実体験としてするというような。ネットに載っている情報が全て正しいわけではないので、それが本当に正しいのかどうかを実践する意味でも、このICTと実体験を融合する力が必要かなと言っていました。

すいません、長くなりますけど、その後、1週間後、先ほど話しました、5月18、19日と、全国都市教育長協議会に行ってきました。全国大会ですので、やはり話は非常に興味深かったです。文科省の説明で印象に残ったのは、いじめ対応における法の見直しとか手順の明確化がされてるので、いじめ自体の中身も大丈夫なんだけど、大丈夫かどうか大事なんだけど、その手順をちゃんと守ってるかどうかが一番問われるところになる

ので必ず見といてくださいというのと、教職員の被疑行為、特に児童生徒に対する性犯罪、そういうことに関してやっぱり厳しい議員立法が出されているということで話しました。

ただ、今の中心は、子どもがどんどん減ってきて、人口が減ってきて、学校の適正配置をいかに進めるのかというのがもう主流でした、圧倒的に。都市部でも町の中心部、商店街なんかは一気に人口が減っているのも過疎化しているというような話がありました。

その次の日、5月20日に教育機会確保法講演会というのがありました。主催が「兵庫県フリースクール等連絡協議会」、それからNPO法人の「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」というのが主催してやられていましたので、保護者やNPOがいっぱいいてる中で、ちょっと私もNPOとかの関係をつくっておきたいなと思って行かせていただきました。

最初に文科省生徒指導室の大野課長補佐から、教育機会確保法についての説明がありました。かなり詳細な説明で、1時間ぐらい。教育機会確保法という法律は非常に意味合いが大きかったですけど、学校教育だけではないというようなところで非常に大きいんですけど、なかなか現場に浸透していないというのが問題として挙げられてました。ちょっとやっぱり教育委員会および、先ほどの治部委員の不登校の話やないですけど、教育機会確保法の理念とか、政治的な意味とか、そういうものは勉強しておく必要があるかなと思います。

その後グループトークになったんですけど、そこに私も、別に肩書隠さずに参加させていただいたんですけど、保護者やNPOの方がたくさんおられました。でも、保護者の方はやっぱり厳しかったです。学校現場とか教育委員会に対して。言われてたのが、さっき言った、教職員が全然この法について周知してないやないかと。一生懸命、保護者としてこういうのがありますよって学校に言うても「ああそうなんですか」みたいな感じで、現場に周知されていないというのが一つ。

それと、もう一つ言われたのは、やっぱり学校に行けていない保護者、子どもの保護者で、校内でネットワークをつくりたいと。そういう保護者の会をつくりたいと言ったときに、その地域では校長がものすごく嫌がったと。場所と時間がないという言い方をしたんですけど、基本的には、そういう保護者同士と一緒にネットワークを組むことに対して、学校が非常に構えているような実態があるんじゃないかということで言われていました。

それからやっぱ、民間フリースクールから挙げられてきたのは、同じフリースクール、自分とこにいろんなところから来てるんですけど、市町によってそれを出席やとかに取る地域と、そうでない地域があることが大きな

問題であるというのが挙げられていましたという話でした。

フリースクールの人とか不登校の保護者考える会とかの人とは情報交換してきたので、今後、不登校の計画を立てるときに、当事者の意見をどう聞いたらいいのかということでもたやりたいと思います。実は、この説明会自体に、フリースクールに通っている子どもたちが6人ぐらい参加して、当事者としての意見を出しておられました。

あとは、都市教育長協議会が5月24日にありました。いろんな問題が出ましたが、ここでもやはり話題になったのは、不登校の児童支援について話題になって、特に尼崎市の取り組みで、アウトリーチしてるんですよ。大学のボランティア、大学院生のボランティアを使って、家に引きこもりがちの人に対してしてるんだけど、やっぱり実際は難しい。そういう学生たちを、そんな困難な家庭に派遣することは、何かあってはいけないので、実際はなかなか運用するのは難しいということをおっしゃいました。

それから、ナイトスクールみたいな感じで、夜に来てもいいよみたいなしてるんですけど、なかなか来るとこまではないって言ってました。1回また見にいけたらなと思います。

最後です。5月25日に坂本教育委員と、全県教育委員会研修会行かせていただきました。今度は生徒指導提要、先ほど治部委員言っていただきましたが、詳細な説明ということで受けました。説明でしたね。でも、生徒指導がどちらかと言ったら、管理するための意味合いが強かったものが、この提要の見直しによって、子どもが自分で自分らしく生きることができるようのために支援するための教育活動やということが明確になりました。

それから、以前の生徒指導提要が、非常に経験則に基づいて雑多な感じだったんですけど、それを専門の学者の先生方に協力していただいて、体系的にちょっと整理したというのも大きいかなと思います。「2軸3類4層」ということをしましたけど。

それと、文科省ですので言ったのは、やっぱり先ほどの話じゃないけど、定められた手順を順守してるかが問われるので、やはり教育委員会や学校はそこをきちっと確認しておくべきであろうということはおっしゃいました。私からもいくつか質問はさせていただきましたけども、なかなか難しい問題なのかなということですよ。

よろしいですか。以上が私、行かせていただきました。

今度、7月に幼児教育、特に幼稚園教育で、8月に保育かな。の研修に行きますので、また参加される場合は言っていただいたら、一緒に参加させていただこうかなというふうに思います。

何か質問等あれば。

治部委員

教育機会確保法の話で2点質問です。学校現場では、教育機会確保法をどんなふうに理解されているのかなって。あくまで印象論的な話で構いません。もし川西市内の小中学校で、登校しぶりの児童生徒を持つ保護者のネットワークが実際あるようならば教えていただきたく思います。

石田教育長

倉見委員、すいません。

倉見委員

はい。

石田教育長

小野市で教育機会確保法の説明会に参加させていただいて、文科省から、倉見委員と一緒にいったときの課長補佐、大野さんが来られて、教育機会確保法について1時間ほど説明をしてくださいました。

倉見委員

現場の教員に浸透していない、保護者は結構厳しい意見で、全然分かっていないじゃないかって言われた、というところまで聞こえていました。

石田教育長

ありがとうございます。それで今、治部委員から質問があったんですけども、現場の受け止めですね。正直言って、川西市もほぼ変わらないですけど、知らないと思います。教育機会確保法の存在自体を知らない。知ってる人は、よほどそういう社会情勢について詳しいということで、存在があること自体を知らない人と、存在があることを知ってても中身まで詳細に学習してないということで、一度だから、校長会議等で研修会をして、またそこから下ろしていくような形があるかなというふうには思っています。

学校に行かないと義務教育ができないというようなことではないので、そのときにどういう支援ができるのかということも、学校現場がやっぱり考えていかなければならないとは思っています。だから、それはしていきたいとは思っています。

ただ、今年度から校内フリースクールが全部、小中学校にできましたので、学校現場においても、不登校の子どもたちについてかなり意識が持ってる状態になりつつあるので、逆に言うといい機会かなというふうには思っています。

もう一つの話が。

治部委員

保護者のネットワークがもっと小中学校にあれば。

石田教育長

保護者のネットワークについては、今、公に川西市でというのは、私どもは把握していません。オンブズパーソンがしているそういう相談のネットワーク的なものであるとか、セオリアの保護者がっていう場合もありますけど、組織立ってネットワークはないです。

従って、これもそういう意味でおっしゃってるんやろうと思いますけど、川西市で学校ごとにネットワークつくるのも大事なんですけど、川西市で保護者ネットワークを立ち上げてもらうようにうちが支援して行って、保護者同士がつながっていく体制がやっぱり必要かなというのは、ここへ行って改めて思いました。

その意味で、不登校の計画の中に、その保護者目線がないなというのは痛感したところです。以前から話があるように、そういうネットワークがないのと、川西市自体にフリースクールがないということもすごい残念がっておられました。そういうことです。

治部委員

ありがとうございます。

石田教育長

ほか、ありますか。

ちょっと顔見知りになれたんですごく良かったかなというのと、これを支えている、財政的に支えているのが「麒麟財団」という、麒麟ビールの福祉財団があって、そこは年度ごとに団体の活動を精査して、そこに財政的な支援をしているということで、こういう不登校を考える会が、全国ネットワークもそういうお金をうまく使って、こういう研究会をしているということです。

ただやっぱり、それは誤解ではないかなと思うこともいっぱいありました。というのは、30日以上やったね、欠席。それを教育委員会、学校はごまかしているっていうのが、ばーって意見で出ました。だから、30日に近付いてきたら急に、これは病気ですねとか、これは何ですねとか言うて、30日にいかないようにしているっていう。よっぽどそれは誤解だと思えますって言おうと思ったんですけど、かなり場が盛り上がっていたので、僕はよう言いませんでしたけど。

でも、そういう誤解をやっぱり、理事ともよう言うんやけど、置いてけぼりにするんじゃなくて、ちゃんと話して、やっぱり誤解を解くこと、その距離が誤解を招いているっていうことになるので、そこは積極的に提案していかなあかんのんちゃうかなというふうに思います。すごく思いまし

たですね。直接的にこっちを責めることはないんですけど、なんか残念ですという思いがすごく強いかなというふうに思いました。

またちょっと、教育機会確保法と、生徒指導提要は校長会議でやろうかなと思ってるんですけど、やらないかなかなというふうに思いました。

長くなってすいません。またよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、議案第21号「令和5年度一般会計補正予算について」であります。

事務局から説明をお願いします。

給食課長
(高木)

それでは、議案第21号「令和5年度川西市一般会計補正予算について」ご説明申し上げます。議案書3ページをお開きください。

本案は、令和5年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1項の規定により、議決を頂こうとするものでございます。

補正予算額の内容につきまして、議案書4ページをお開きください。歳出でございます。第10款教育費、第2項小学校費、第2目学校給食費、02小学校給食運営事業において、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰による食糧費の増加分として、第10節需用費に2,843万9,000円を追加しようとするものです。

次に、第10款教育費、第3項中学校費、第2目学校給食費、02中学校給食運営事業においても小学校費と同様に、食料費の増加分として、第10節需用費に1,321万3,000円を追加しようとするものです。

次に、第10款教育費、第5項特別支援学校費、第2目学校給食費、02特別支援学校給食運営事業においても小中学校費と同様に、食料費の増加分として、第10節需用費に10万円を追加しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。担当課からの説明にもありましたけど、食料費の高騰ということで、国のそういう活用して補正するということですね。

何か質問ありますか。よろしいですか。

これ、今年度だけの話やね。

給食課長

はい。まずは今年度だけです。

(高木)

石田教育長　　まずは今年度だけということ、このような状況がどうなるのかということを見据えながら、ちょっと来年度以降また検討していかなければならないかなというふうには、担当とはお話していますけど。一応そういうことです。よろしいですか。

倉見委員、よろしいですか。

倉見委員　　はい。結構です。

石田教育長　　説明は終わりました。そしたら第21号について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

石田教育長　　はい。異議なしと認めます。よって、議案第21号につきましては可決されました。

では、次の日程で、議案第22号につきましては、「令和6年度使用教科用図書採択」に関する案件であり、公開することにより、今後の市政運営に支障をきたす恐れがあるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条7項に基づき、会議の一部を非公開にしたいと考えています。

そのため、傍聴人の入れ替えを考慮し、先に諸報告に、「令和5年4月待機児童数について」の議事を進める形でよろしいですかね。

傍聴人は今のとこいませんが、この形でいきたいと思いますので、日程第5、諸報告「令和5年4月待機児童数について」、事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長　　それでは諸報告の、令和5年4月の待機児童数についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、資料をご覧ください。

(橋川)

令和5年度におけます国の待機児童の基準に従いまして集計した結果、国基準の待機児童数が0人となったところです。以下、昨年度との比較による増減数などを掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、国基準の待機児童数では、昨年度の0人を継続し、今年度も0人となっております。

次に、入園所申込者数では、令和4年4月の申込者数が623人でしたが、令和5年4月では732人と、109人増加しており、特に1歳児が

大きく増加したところでは。

次に、国基準には該当しませんが、特定の園を希望されていたり、企業主導型保育施設に入所しながら待機されているなど、国基準外の入園所保留者数は、昨年度60人に対し、令和5年度は138人と、78人の増加となっております。

下の、入園所保留者の年齢別内訳の表をご覧くださいますと分かりますとおり、1歳児の入園所保留者が大半を占めております。

次に、居住地域内訳で見ますと、川西南中学校区、川西中学校区で多くなっており、1歳児だけで見ましても同様の傾向となっております。今後におきましては、「子ども・若者未来計画」に掲げます待機児童対策との整合を図りながら、急増しました1歳児の入園所保留者に対応するため、こども未来部において整備に向けた検討を進めていただいているところでございます。

私からの報告は以上です。

石田教育長

報告は終わりました。何かご質問等ございますか。

以前ちょっとお話していたように、1歳児の待機が急増しているということで、この要因がどこにあるのかということも大事なんですけども、この状態が続く可能性もあるということで、今、担当課長が説明してくれたように、こども未来部のほうでこれに対する対応を至急とるとということで、検討を今、進めているというところでは。

何とかこの1歳児が、2歳児に上がっていきますし、次の1歳児がまたどうなるかということもあるので、このままの状態では良くないというのは市長部局もかなり思っておられるので、それに対する対応をとるとということです。その具体的な内容についてはまだ検討の段階ですのであれですけど。よろしいですか。

それでは、議案第22号「令和6年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」であります。

先ほどもご説明しましたが、議案第22号につきましては、令和6年度使用教科用図書採択に関する案件であり、公開することにより、今後の市政運営に支障をきたす恐れがあるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議の一部を非公開にしたいと思っております。

具体的には、教科用図書採択に関する方針に関しては公開することとし、教科用図書採択に関する組織については非公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、教科用図書採択に関する組織の内容については、会議を非公開といたします。

それでは、日程第6、議案第22号「令和6年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」であります。

まずは、使用教科用図書採択に関する方針につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(岡坂)

議案第22号「令和6年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」ご説明申し上げます。5ページをご覧ください。

本件については、川西市教育委員会事務処理規則第10号第1号の規定により、教科用図書の採択の方針および組織について、教育委員会の議決を求めるものでございます。教科用図書の採択に関しましては、本年度は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、小学校教科用図書および中学校教科用図書の採択ならびに文部科学省著作教科書学校教育法付則第9条に規定する教科用図書の採択を行います。

6ページをご覧ください。まず、令和6年度使用教科用図書の採択方針についてご説明いたします。採択の基本方針といたしまして、文部科学省および兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、公正確保を徹底し、適正な手続きを行う兵庫県教育委員会発行の調査研究資料を参考に、当地区教育的・文化的諸条件および義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択するものといたします。

次に、採択の方法についてご説明いたします。小学校では、小学校用教科書目録(令和6年度使用)に登載されている教科書のうちから新たに採択します。

中学校では、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択します。

特別支援学校および特別支援学級については、文部科学省検定済教科書、(下学年用を含む)、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて学校教育法付則第9条第1項の規定による、一般図書特別支援学校・学級用を採択します。

文部科学省著作教科書について、小学部では、特別支援学校用小中学部教科書目録(令和6年度使用)に登載されている小学部用の教科書のうちか

ら新たに採択します。

中学部では、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択します。

一般図書については、毎年度異なる図書を採択することはできますが、その際、文部科学省発行の令和5年度用一般図書契約予定一覧および兵庫県教育委員会発行の学校教育法付則第9条第1項の規定による、教科用図書調査研究資料を参考に採択します。

学習用デジタル教科書の考慮については、教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本となることとなっております。令和6年度以降、英語のデジタル教科書が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができることとなっております。

続きまして、川西採択地区協議会規約の改定についてご説明いたします。8ページの川西採択地区協議会規約と、10ページの新旧対照表をご確認ください。

川西採択地区協議会規約第7条2項および第8条3項におきまして、旧来は「委員の任期は1年とする」としていましたものを、「採択に関する事務が完了する日までとする」と改定するものであります。

改定の理由につきまして、定例会および協議会では、川西採択地区協議会委員を非公表としており、教科用図書採択後に川西採択地区協議会委員を公表するため、今回の改定となりました。

まず、教科用図書採択に関する方針について、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。使用教科用図書採択に関する方針につきまして、何か質疑、ご意見ございませんか。

新旧対照表を用いて担当課が説明していただきましたが、より客観的にきちっとした対応をするために非公表とすると。その代わり、決まった後には公表しますよというような形の手順に変更させていただいています。よろしいですか。

倉見委員、よろしいですか。

倉見委員

はい。結構です。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。

それでは、教科用図書採択に関する組織についての内容に移りますので、ここから会議を非公開とします。

※ 日程第6、議案第22号につきましては公開することにより、今後の市政運営に支障をきたす恐れがある内容が含まれるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議の一部（教科用図書採択に関する組織についての内容）を非公開とすることに決定しました。

したがって、以降の記録は、要旨のみの記載といたします。

(要旨)

○ 議案第22号「令和6年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」質疑・意見交換を行いました。

石田教育長

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。次回の教育委員定例会は、6月15日木曜日、午後2時から庁議室において開会の予定です。

これをもちまして、令和5年第10回川西市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

[閉会 午後2時47分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和5年6月15日

署名委員 佐々木 歌織

坂本 かおり